

平成26年6月23日
栃木労働基準監督署
(担当) 次長 菅又 正太郎
安全衛生課長 斎藤 敏男
電話 0282(24)7766

報道関係者 各位

全国安全週間に『安全宣言』確認書交付式を開催します
～ 本日現在527事業場（所属労働者数36,408名）が安全宣言 ～

栃木労働基準監督署（署長 小野寺 利公）は、全国安全週間（7月1日～7日）中の平成25年7月2日（水）に、下記により『安全宣言』確認書交付式を開催して、安全宣言を行った事業場に対して『安全宣言』確認書を交付します。

今回の『安全宣言』確認書交付式では、安全宣言を行った527事業場のうちから、業種や地域を代表する20事業場に対して『安全宣言』確認書を交付することとしています。

なお、安全宣言の受付は12月まで継続することとしており、今後も順次、当署管内の事業場から安全宣言書が提出される見込みです。

報道関係者各位におかれましては、本交付式につきまして是非とも御取材いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 本交付式について

当署では、労働災害の減少をめざし、昨年度に引き続き「栃木労基署『安全宣言』運動！」を展開しており、事業場のトップによる安全宣言の実施を広く呼び掛け、安全宣言実施事業場に対しては『安全宣言』確認書を交付する取組を行っています。

2 開催日時及び会場

(1) 日時

平成26年7月2日（水）午後2時00分から（予定時間数は1時間程度）

(2) 会場

J A しもつけ ニューアプロニー

(所在地：栃木市河合町3-26)

3 栃木労基署『安全宣言』運動！とは

栃木労基署『安全宣言』運動！とは、栃木労働基準監督署が管内26の労働災害防止団体の協力を得て、独自に展開している労働災害防止のための運動で、管内の事業場への『安全宣言』実施の呼び掛け、『安全宣言』確認書の交付のほか、教育プログラムの実施、無災害記録達成企業に対する報奨、強調期間の設定（特定期間における重点対策の実施）などを取組事項とした運動です。この運動は、平成24年度から始めた取組で、今年度が3回目の取組となります。

- 平成26年度栃木労基署管内『安全宣言』運動！[要綱](#)（確認書交付要綱を含む）は、[別添1](#)のとおり。
- 教育プログラム（栃木労基署管内『安全宣言』運動！教育講座）は、[別添2](#)のとおり。

4 『安全宣言』について

『安全宣言』とは、栃木労基署『安全宣言』運動！の柱となる取組事項で、事業場のトップ自らが、労働災害防止のために特に力を入れて推進する具体的対策を定めた上で、職場の安全を宣言する取組です。この取組は、事業場トップが職場の安全を最優先することを決意表明することにより、事業場内における安全意識の高揚や、労働災害防止対策の自主的取組の促進を図ることを狙ったものです。

平成26年6月23日現在、『安全宣言』を行った事業場は527事業場で、その所属労働者数は36,408名となります。7月2日の『安全宣言』確認書交付式では、業種や地域を代表する20事業場に対して『安全宣言』確認書を交付（署長から手交）する予定です。

なお、安全宣言の受付は12月末まで続けられ、昨年は744事業場（所属労働者数50,626名）に達しています。

- 『安全宣言』確認書交付式参加事業場は、[別添3](#)のとおり。

3 労働災害発生の現状について

本年1月を起算とした5月末現在における労働災害発生状況につきましては、[別添4](#)「業種別労働災害発生状況」に記載のとおり、第3次産業の一部の業種では減少となっているものの、これ以外では大部分の業種で前年を上回っており、全体としては対前年同期比35件（164件（平成25年）→199件（平成26年））、21.3%増となっております。また、特に建設業においては、対前年同期比11件（18件（平成25年）→29件（平成26年））、61.1%増と、大幅な増加となっております。